

告示第59号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年3月29日

久万高原町長 河野 忠康

(Webは公印省略)

1 経営管理権集積計画の対象林

整理番号	住所・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の継続期間	備考
集R3-1003	久万高原町二名 乙628	62 - 136-1	山林	1.88	10年	
集R3-1003	久万高原町二名 乙2175	41 - 40	山林	0.31	10年	
集R3-1003	久万高原町二名 乙2253	40 - 22-1	保安林	1.00	10年	
集R3-1003	久万高原町二名 乙2253	40 - 22-2	保安林	1.43	10年	
集R3-1004	久万高原町二名 乙2367-1	39 - 14-1	保安林	0.60	10年	
集R3-1004	久万高原町二名 乙2367-1	39 - 14-2	保安林	0.90	10年	
集R3-1004	久万高原町二名 乙2449-1	39 - 101-1	保安林	0.18	10年	
集R3-1004	久万高原町二名 乙2453-2	39 - 108-1	保安林	0.26	10年	
集R3-1004	久万高原町二名 乙2453-2	39 - 108-2	保安林	0.20	10年	
集R3-1004	久万高原町二名 乙2453-2	39 - 108-3	保安林	0.20	10年	
集R3-1005	久万高原町二名 乙2436	39 - 84	保安林	1.41	10年	
			合計	8.37		

2 縦覧場所 中予山岳流域林業活性化センター、久万高原町のホームページ

3 本公告により、久万高原町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(備考) 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。